





## I 法人税関係

### 1 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備（A類型）」や「収益力強化設備（B類型）」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が2年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

#### 中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①中小企業等経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	①中小企業等経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置（160万円以上、販売開始10年以内）</li> <li>測定工具・検査工具（30万円以上、販売開始5年以内）</li> <li>器具備品（30万円以上、販売開始6年以内）</li> <li>建物附属設備（60万円以上、販売開始14年以内）</li> <li>ソフトウェア（70万円以上、販売開始5年以内）</li> </ul>	
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の選択適用	

#### 中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置（1台160万円以上）</li> <li>測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）</li> <li>一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上）</li> <li>貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）</li> <li>内航船舶（取得価格の75%が対象）</li> </ul>
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業30%特別償却又は7%税額控除の選択適用</li> <li>資本金3000万円超の中小企業30%特別償却</li> </ul>

#### 適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業に供した場合に適用されます。

### 2 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等（所得金額が年間800万円以下）の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

#### 適用時期

平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。

### 3 中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

#### 主な中小企業向け租税特別措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
- ② 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率（税率19%→15%）
- ④ 中小企業投資促進税制
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例 等

（※）なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、該当する企業は、租税特別措置の適用が停止されます。

#### 適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

### 4 研究開発税制等の見直し

あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、試験研究費の定義を見直し、収集したデータを分析・活用する新たなサービス開発に係る試験研究費が支援対象に追加されます。例えば、気象情報を分析した自然災害予測の通知サービス、個人の健康データを分析し健康維持サポート情報の配信などが考えられています。

また、「総額型」の税額控除率が見直され、試験研究費の増減率に応じて税額控除率を6～14%の範囲（現行：8～10%）で変動する仕組みとされます。

このほか、上乗せ措置については、「試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）」を廃止した上で、「平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）」の適用期限が、2年間延長されます。

#### 研究開発税制の概要

- 【総額型】
- ① 税額控除率は試験研究費の増減に応じ6～14%の範囲で変動（中小法人12～17%）。
  - ② 控除限度額は法人税額の25%（一般試験研究費）。  
中小法人は10%上乗せ（増加率5%超の場合）。※  
また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0～10%上乗せ。※  
（※）高水準型との選択適用

③対象となる試験研究は、従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。  
【増加型】：廃止  
【高水準型】：2年間延長

**適用時期**

平成29年 4月 1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 5 所得拡大促進税制の見直し

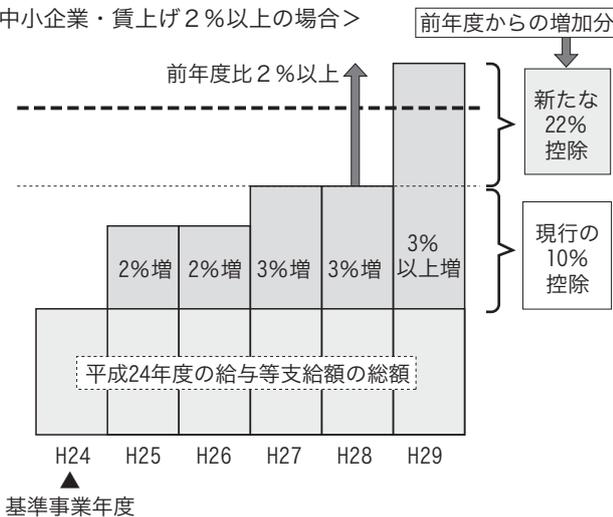
企業の賃上げに対するインセンティブを強化するため、所得拡大促進税制の税額控除が拡充されます。同税制は、基準事業年度（平成24年度）の給与等支給額と比較し、適用年度の給与等支給額が一定割合以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除できる制度です。

見直しでは、企業が前年度比で2%以上賃上げをした場合、現行の10%税額控除に加え、前年度からの増加額については、大企業は2%上乗せした12%税額控除、中小企業は12%上乗せした22%税額控除が適用できます。

なお、賃上げ率が2%未満の場合、大企業は同税制の適用が受けられなくなりますが、中小企業は平均給与等支給額が前事業年度を上回っていれば、現行の10%税額控除が受けられます。

**所得拡大促進税制の概要**

<中小企業・賃上げ2%以上の場合>



**適用時期**

平成29年 4月 1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 6 定期同額給与の範囲の見直し

役員給与について、法令等の改正により期中の税や社会保険料に変更があった場合、手取り額に増減が生じないよう支給額を変更すると定期同額給与として認められませんでした。定期同額給与の範囲に、税及

び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が加えられます。

この範囲の見直しにより、期中に税や社会保険料に変動があった際、源泉徴収等の後の金額、いわゆる手取り額を変えずに役員給与を支給する場合でも定期同額給与として認められます。

**適用時期**

平成29年 4月 1日以後に支給等をする給与について適用されます。

## II 所得税関係

### 1 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働き方が様々な面で多様化しているなか、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

配偶者控除では、納税者本人に所得制限を設け、合計所得金額が900万円（給与収入1120万円）から控除額を段階的に減らし、合計所得金額1000万円（給与収入1220万円）を適用上限額とする仕組みとされます。また、配偶者特別控除の要件となる配偶者の合計所得金額の適用範囲が現行の38万円超76万円未満（給与収入103万円超141万円未満）から38万円超123万円以下（給与収入103万円超201万円以下）に見直されます。

単位は万円

	配偶者の給与収入	本人の給与収入			
		1120万円以下	1170万円以下	1220万円以下	1220万円超
配偶者控除	配偶者控除対象 103万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし
	対象配偶者 老人控除	48	32	16	
配偶者特別控除	150万円以下	38	26	13	納税者本人の所得制限により適用なし
	155万円以下	36	24	12	
	160万円以下	31	21	11	
	167万円以下	26	18	9	
	175万円以下	21	14	7	
	183万円以下	16	11	6	
	190万円以下	11	8	4	
	197万円以下	6	4	2	
201万円以下	3	2	1		
	201万円超	配偶者の給与収入が適用上限額を超えているため適用なし			

**適用時期**

平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用されます。

さあ！ネットで申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)

## 2 医療費控除・セルフメディケーション税制の添付書類の見直し

医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用において、確定申告書の提出の際に必要な、現行の「医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示」が、「医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付」に見直されます。

これにより、確定申告において領収書の添付等は不要となり、明細書の添付のみで医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できます。ただし、確定申告期限等から5年間、税務署から医療費等の領収書の提示又は提出を求められた場合は、領収書の提示又は提出をしなければなりません。

### 適用時期

平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用されます。なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書の添付等でも、医療費控除又はセルフメディケーション税制が適用できる経過措置が設けられています。

## III 相続・贈与税関係

### 1 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 災害や取引先の倒産等の影響による雇用要件等の緩和措置

事業継続要件である5年以内の間に経営環境が変化（事故、災害、取引先の倒産等）した場合は原則として雇用要件が課されることを踏まえて、災害や取引先の倒産等が生じた場合にも対応できるよう、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和するセーフティネット規定が整備されます。災害で被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により納税猶予の取消リスクを軽減し、災害・事故・取引先の倒産等で売上高が減少した場合は減少割合に応じて雇用要件が緩和されます。

(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度が併用可能に

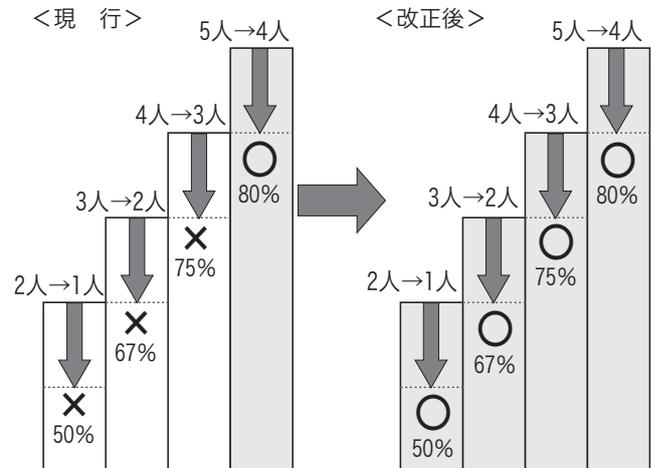
早期かつ計画的な事業承継の促進のため、生前贈与へのインセンティブを強化し、新たに贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用が認められます。この見直しにより、仮に事業継続要件である5年以内の間に雇用要件等を満たせずに納税猶予が取り消された場合でも、相続時精算課税制度を利用して税負担を軽減させることができます。

(3) 雇用要件の計算方法の見直し

企業の人手不足における影響などを考慮し、雇用要件における、雇用の8割以上を5年間平均で維持する計算方法を見直し、従来は端数を切り上げていたところを、端数を数えないこととなります。これまでの端数切り上げでは、例えば、従業員数が2～4人の会社

の場合、1人でも従業員が減ると要件を満たしませんでした。端数を数えない形とすることで1人減った場合でも要件を満たすことになります。

### 雇用要件の見直し（従業員数5人以下のケース）



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、納税猶予制度は適用できません。

### (4) 認定相続承継会社の要件の見直し

現行制度では、贈与税の納税猶予制度の適用を受けた後、事業承継後5年が経過しても、先代死亡時に相続税の納税猶予制度へ切り替えるには、引き続き中小企業であることや非上場会社であることが要件となっています。これらの要件は企業の成長を阻害しかねないため、廃止されます。

### 適用時期

平成29年1月1日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税から適用されます。

## 2 相続税等の財産評価の適正化

取引相場のない株式の評価について、上場会社のグローバル連結経営の進展や、株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直されます。

具体的には、類似業種比準方式について、以下の見直しが行われます。

類似業種の上場会社の株価について、現行に「課税時期の属する月以前2年間の平均」が加えられます。

類似業種の上場会社の配当金額、利益金額、簿価純資産価額について、連結決算が反映されます。

配当金額、利益金額、簿価純資産価額の比重について、1：1：1（現行は1：3：1）とされます。

また、評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されます。

### 適用時期

平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。



皆さん  
こんにちは♪

中信土木(有)

松本市波田

専務取締役 赤穂 大樹 氏

## 『将来を見据えて』

土木工事を中心に幅広くお仕事をされている中信土木(有)の赤穂専務にお話を伺いました。中信土木さんは、同じ業界で長らくご活躍されていた赤穂さんのお父様が平成7年に創業された会社で、これまでに数多くの道路改良・上下水道工事・森林整備等の公共工事、住宅の基礎・外構・エクステリア工事や宅内上下水配管工事等の民間工事を手掛けられてきました。

33歳とお若い赤穂さんですが、学生時代の自社でのアルバイト経験から「いつか自分も会社の役に立ちたい」と思われ、中でも興味を持ったのは各種の書類作成分野だそうで、一念発起し行政書士の資格を23歳の時に取得し、現在は入札関係書類等作成・積算から会社の事務全般、経理部門も担当されるとともに、将来を見据えて入札資格のランクアップや工事实績の向上にも積極的に取り組まれ会社の発展に貢献されております。

仕事のお付き合いが中心だそうですがゴルフがリフレッシュになっているという赤穂さん。これからも幅広い工種、工事を受注したいと力強く抱負を語っていただきました。益々のご活躍を期待しています。

(深澤和紀編集委員)



頑張ってます!!

『お客様に正確な情報をお届けします』

ミニミニFC・㈱チンタイバンク  
賃貸BANK 松本中央店

小林 実和未 さん

「お部屋探しはミニミニ」のCMでもお馴染みのチ

ンタイバンクグループ。3月3日には塩尻駅前新店舗もオープンし県内21店舗体制となった長野県でお住まいをお探しの方々の頼れるパートナーです。チンタイバンク松本中央店は松本市の伊勢町通り沿いにあり、中信エリア、特に松本市街地の物件を豊富に取り揃えています。

今回お話を伺った小林さんは、普段塩尻市の本店で物件情報誌の作成やHPの物件情報更新などを主に担当されていますが、1月～3月の繁忙期に松本中央店へ応援に来られ営業・事務のサポートをされていました。普段の業務では「お客様に正確な情報をお届けすること」を心掛けると共に、前職での営業経験から自身が望んでいた「担当者が営業に集中できる環境づくり」を裏方として目指しています。

休日には近くの温泉に出掛けてお湯に癒され、美味しいものを食べてリフレッシュしているそうです。意外にも元々は方向音痴だったそうですが「今のお仕事を通じて大分地域に詳しくなりましたよ」と笑顔で語って下さいました。

(上兼健司編集委員)

明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

# KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

新コーナー連載スタート！

松本法人会 部会紹介シリーズ「行ってきました! ○○部会」

長年地域の伝統文化や建造物等をお伝えしてきた「ふるさとの宝シリーズ」に替わり、本号より「松本法人会 部会紹介シリーズ」の連載が始まります。

現在松本法人会には地区単位（一部業種単位）で35部会が組織されており、会員の皆様にもいずれかの部会に所属いただいております。

新シリーズでは毎号一部会ずつ取り上げ、その地域の魅力や歴史をお伝えしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます!!



松本法人会35部会

南	南	南	西	本	芳	西	南	北	東	城	城	白	本	深	中	伊	今	上	農	上	奈	安	山	朝	堀	梓	筑	三	波	川	穂	豊	塩
東	西	部	部	郷	川	北	本	部	部	東	西	板	庄	志	央	勢	町	土	協	高	川	曇	形	日	金	川	北	郷	田	手	高	科	尻

松本法人会 部会紹介シリーズ

第1回 行ってきました! 芳川部会



～歴史ある工業地域、その一方で意外な歴史も…～

野溝地区は昭和40年代には松本市総合団地（市場・木工団地）として整備が進み、地域の流通拠点となっていました。市場は笹賀地区に移転（現：松本市公設卸売市場）されましたが飲食店等が新たに店出し賑わいを見せています。木工団地にはその数は減少しましたが現在も魅力的な木製品を扱う店舗が並びます。

石芝（IHIシパウラ〔旧：石川島芝浦機械〕）・宮田（モリタ宮田工業〔旧：宮田製作所〕）地区には、戦時中、大企業が疎開し生産拠点を築いており、そこから地区名がとられたそうです。

芳野地区には「なんなんひろば（南部図書館等）」があり、松南地区の文化活動の拠点であると共に、大規模な公営住宅やマンションが立ち並び大勢の住民が暮らしています。

少し調べただけで様々な魅力に出会えた芳川部会ですが、中でも驚いたのは、表紙でもご紹介したように、

宮田地区では昭和20年代「松本競輪」が開催されていたという歴史です。戦後間もない苦しい時代に財源確保と地域の景気浮揚を狙い、松本市が主催した最初で最後の公営ギャンブルだったそうですが、期待とは裏腹に赤字となり市財政に負担をかけるようになりわずか数年でその歴史に幕を閉じたそうです。

**芳川部会**  
 該当エリア：松本市野溝、石芝、宮田、市場、芳野地区  
 会員数：169社  
 部会長：塚田哲夫氏（株国際サービスセンター）  
 部会長からのおススメ：芳川部会は古くからの農地、近代の工業地帯、そして現在の住宅地と時代の流れと共にその姿を変えてきた地域です。少し歩けば様々な時代の移り変わりに出会えますよ。

地域社会の繁栄のために。  
 PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



**鍋林株式会社**  
 www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
 品質 ISO 9001  
 認証取得

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>109</sup>〕

## 住宅の特定三世帯(多世帯) 同居改修工事に係る特例の創設 (所得税関係)

**Q.** 三世帯同居に対応した住宅リフォームの特例について教えてください。

**A.** 世代間の助け合いによる子育てを応援する観点から、自己の有する家屋に三世帯(多世帯)同居対応工事を行い、平成28年4月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供したときは、下記「ローン控除」か「税額控除」のいずれかの特例を適用することができる制度です。

(当初の適用期限は平成31年6月30日までとされていましたが、法律改正により延長されました。)

**【対象工事】**

- 1.キッチン 2.浴室 3.トイレ 4.玄関

**【対象工事要件】**

上記1から4までのいずれかを増設すること。  
改修後、上記1から4までのうち、いずれか2つ以上が複数となること。

対象工事の費用が50万円超であること。

**【対象となる工事の事例】**

**■事例1**

<工事前>

箇所数	
キッチン	1
浴室	1
トイレ	1
玄関	1

<工事後>

箇所数	
キッチン	2
浴室	1
トイレ	2
玄関	1

対象  
キッチン、トイレの増設工事で、工事後、各々2箇所あるため○

**■事例2**

<工事前>

箇所数	
キッチン	1
浴室	1
トイレ	2
玄関	1

<工事後>

箇所数	
キッチン	2
浴室	1
トイレ	2(改修)
玄関	1

対象  
キッチンの増設工事で、工事後、キッチン・トイレが2箇所あるため○

対象外  
トイレの改修工事であるため×

※上記の事例は、キッチン、浴室、トイレ及び玄関が全て自己居住用部分にある場合を想定。

(1) ローン控除の特例

三世帯同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税から控除されます。

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	~1,000万円	5年	1.0%
②うち三世帯同居対応改修工事	~250万円	5年	2.0%

\*①は上限7万5千円、②は上限5万円で、毎年合計12万5千円を上限(5年合計で62万5千円を上限)

(2) 税額控除の特例

三世帯同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度額25万円)を、その年の所得税額から控除されます。

③標準的な工事費用相当額とは、以下の表の同居対応改修工事の項目に応じ、箇所当たりの金額に工事箇所数を乗じたものの合計額です。

同居対応改修工事		箇所当たりの金額
①キッチンを増設する工事(改修後の住宅にミニキッチン以外のキッチンがある場合に限る。)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,649,200円
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	434,700円
②浴室を増設する工事(改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る。)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,406,000円
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	837,800円
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	589,300円
③トイレを増設する工事		532,100円
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	655,300円
	ロ 地上階以外の場合	1,244,500円

なお、この制度の適用要件や適用を受けるために必要な書類などについては、国土交通省ホームページ([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000028.html))等にてご確認ください。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

## 労務レポート

# 雇用保険の適用拡大等につきて

社会保険労務士 高砂 礼次



今回は、雇用保険の適用拡大等につきて、以下にレポートいたします。

平成29年1月1日より、雇用保険の適用対象が拡大され、これまで「高齢継続被保険者」を除き適用対象外とされてきた65歳以上の労働者の方も「高齢被保険者」として雇用保険の適用対象となりました。これに伴い週の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある65歳以上の方を採用される際には事業所所轄のハローワークに「雇用保険被保険者取得届」を提出する必要があります。なお、雇用保険料については従来から毎年4月1日時点で満64歳以上の労働者の方は保険料免除でしたが、新たに採用された65歳以上の方も同様に免除になります。(ただし保険料免除については現在平成31年度迄となっています。)

このように平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者の方についても、「高齢被保険者」として雇用保険の適用対象となるため、雇用保険からの各給付金の対象となりますので本稿では『高齢求職者給付金』と『介護休業給付金』の2点を特に下記の通りご説明いたします。

### 『高齢求職者給付金』

給付金を受けるには、離職後に居住地を所管するハローワークに来所し求職の申込をしたうえで受給資格の決定を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで被保険者であった期間に応じた金額が支給されます。なお、受給資格として下記の3要件を満たしていることが前提となります。

#### 離職していること

積極的に就職をする意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態であること

離職前1年間(病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることが可能)に雇用保険に加入していた期間が通算して6ヶ月以上(賃金支払い基礎となる日数が11日以上を1ヶ月として計算)あること

なお、支給金額については、被保険者であった期間が「1年以上の場合：基本手当日額の50日分」、「1年未満の場合：基本手当日額の30日分」が、一時金として支給されます。

### 『介護休業給付金』

受給要件等が下記の通り見直されました。

対象家族については、従来は父母、配偶者、子以外の祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが「同居かつ扶養」の条件が外れます。取得回数について、介護休業給付金は同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度としていましたが、通算93日を最大3回まで分割して取得できるようになりました。

有期契約労働者の介護休業給付支給要件は、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること」、「93日経過後から6か月を経過するまで更新されないことが明らかでないこと」というものに緩和されました。

給付額につきては平成28年8月以降、給付率が40%から67%(2/3)に引き上げられています。

さて、これまで述べてまいりました雇用保険の被保険者資格取得届にはマイナンバーの記載が必要となります。ご承知の通りマイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を目的に定められ、国民一人ひとりに12桁の番号が付与されています。それぞれの企業では従業員からマイナンバーの取得、管理、利用、廃棄等について法律の遵守が求められています。

企業・個人においても、まだマイナンバー制度について馴染みのない方も多いかと思われますが、その普及に向け手始めに雇用保険での利用・管理が求められ始めたのでしょうか。また、現在は金融機関に対して個人の預貯金についてはマイナンバーの届出は任意ですが、既にiDeCo(個人型確定拠出年金)等の非課税取引については届け出が求められているものもございます。このように、今後様々な場面で更なるマイナンバーの利用が求められることになるでしょうから皆様もこれからの動向にご注意ください。

少子高齢・人口減少社会問題解決への布石として、雇用保険を含めた国の制度は変化していきませんが、それぞれの企業にご理解いただき、積極的に活用をいただくことを願い今回のご報告とします。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

# 平成28年度 租税教育活動報告

## 青年部

青年部では松本税務署のご協力をいただきながら、昨年11月の生坂村立生坂小学校から今年2月の松本市立岡田小学校までに過去最多となる7校で租税教室の講師役を担当し次代を担う子供たちに正しい税の仕組みと役割について学んでいただきました。

### 【実施内容】

- 小学生(6年生)を対象とした租税教育における講師役担当
- 応援、見学を目的に部員参加 自己紹介(仕事内容説明)
- 記念品の贈呈(ペン・ノート・税についてのクイズ本)



2月2日岡田小学校での授業 (講師役:菅野和光第七委員)

### 【開催記録】

- 開催日 平成28年11月30日
- 開催校 生坂村立生坂小学校(1クラス9名)
- 講師役 太田副部長(応援参加3名)
- 開催日 平成28年12月21日
- 開催校 塩尻市立洗馬小学校(1クラス25名)
- 講師役 廣田租税教育活動委員長(応援参加3名)
- 開催日 平成28年12月22日
- 開催校 安曇野市立穂高南小学校(1クラス35名)
- 講師役 吉田副部長(応援参加 -)
- 開催日 平成29年1月11日
- 開催校 松本市立今井小学校(1クラス30名)
- 講師役 川出租税教育活動委員(応援参加2名)
- 開催日 平成29年1月26日
- 開催校 松本市立二子小学校(1クラス18名)
- 講師役 廣田租税教育活動委員長(応援参加1名)
- 開催日 平成29年1月27日
- 開催校 松本市立菅野小学校(3クラス99名)
- 講師役 川出租税教育活動委員(応援参加1名)
- 開催日 平成29年2月2日

- 開催校 松本市立岡田小学校(1クラス25名)
- 講師役 菅野第七委員(応援参加1名)
- 合計: 7校(241名)

## 女性部

租税教室を受講した子供たちに授業で学んだことを一枚の絵はがきに描いてもらう『税に関する絵はがきコンクール』を女性部では今年も開催し、本年度は安曇野市立穂高南小学校と松本市立今井小学校の6年生128名から力作が寄せられました。

2月には松本税務署にご協力いただき審査会を行い「松本税務署長賞(最優秀賞)」などの入選作品を選定し、確定申告期間中には寄せられた絵はがき作品が松本税務署内の申告コーナーに展示され、訪れた方々の心を和ませていました。また、審査会で見事入選した作品については、3月に小学校を訪問し、受賞者に表彰状と記念品を贈呈しました。

### 【実施内容】

- 税に関する絵はがきコンクール
- 合計: 2校(128作品)
- 松本税務署において応募作品の展示(確定申告期間中)
- 優秀作品の選定・表彰



確定申告期間中松本税務署に展示された絵はがき



受賞者には清水松本税務署長(左から2番目)、作田女性部長(左)から賞状と記念品が贈られました

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

**サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

車検・フレーム修正・钣金塗装・販売

**大信オートボデー**

有限会社

塩尻市広丘野村1788-426  
TEL.(0263)54-3290  
FAX.(0263)54-3796



## わたしたち大同生命は、 障がい者スポーツを応援しています。

大同生命は、平成4年から「全国知的障害者スポーツ大会※」に、  
平成13年から「全国障害者スポーツ大会」に特別協賛を行っています。

「消費税申告一声運動実施中」

※「全国知的障害者スポーツ大会」は、平成13年に「全国身体障害者スポーツ大会」と統合され、「全国障害者スポーツ大会」となりました。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

## 4月の予定

5日広報委員会・同編集会議 6日税制委員会・同グループ会議 7日研修委員会、全国女性フォーラム  
 12日組織委員会 14日正副会長会、役員会 18日厚生委員会 19日女性部総会 20日決算説明会(松本) 21日決算説明会(塩尻) 25日総務委員会 26日青年部総会 28日監査会

### 決算説明会 (法人税・消費税/3月決算法人対象)

【松本会場】 4月20日(木)  
 10:00~12:00/14:00~16:00(2回開催)  
 キッセイ文化ホール 3階 第一会議室  
 【塩尻会場】 4月21日(金) 14:00~16:00  
 塩尻市市民交流センター(えんぱーく)  
 4階会議室

## 新任のご挨拶

福利厚生制度を委託しているAIU損害保険(株)松本支店に新しい支店長さんが着任しました。これから宜しくお願いいたします。



AIU損害保険(株)  
 - 松本支店 -  
**新井 俊介** 支店長  
 (前任地：関東地域事業本部・埼玉支店)

長らくお世話になりました前任の川坂に代わり、4月1日付でAIU松本支店長を拝命しました、新井俊介と申します。岡山県出身の45歳で、当社には平成6年に入社しました。

前任地の埼玉でも法人会を担当させていただいておりました。魅力たっぷりのこの松本に赴任できたことを大変うれしく思っています。皆様のお役にたてるよう努めてまいりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 部会便り

### 今年も波田部会青年部がボランティア活動を実施

3月4日(土) 波田部会青年部(青年部第三委員会：委員長 深澤和紀氏)が子ども達の通学路周辺のカーブミラー磨きを実施しました。

本年度は9名が参加し国道158号線や県道などを中心に100か所以上のカーブミラーを磨き上げました。こうしたボランティア活動は長年にわたり実施されており、地域の方々が大いに喜ばれております。



## 青年部コーナー

### 第42回通常総会のご案内

日時 4月26日(水) 18:00~21:00  
 [通常総会] 18:00~19:00  
 \*平成28年度事業報告、および決算報告  
 \*平成29年度事業計画案、および予算案  
 \*役員改選案  
 \*新規部員獲得表彰  
 \*卒業記念品贈呈  
 [祝賀会] 19:10~21:00

会場 松本東急REIホテル

当日のご出欠につきまして、既にお送りしております「返信用ハガキ」にて事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 女性部コーナー

### 第38回通常総会のご案内

日時 4月19日(水) 15:30~19:30  
 [税務研修会] 15:30~16:30  
 [通常総会] 16:40~17:20  
 \*平成28年度事業報告、および決算報告  
 \*平成29年度事業計画案、および予算案  
 \*役員改選案  
 [祝賀会] 17:30~

会場 松本東急REIホテル

当日のご出欠につきまして、お送りしたご案内状の出欠通知をご返送くださるようお願い申し上げます。

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡生命松本ビル5F  
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 『祈りをこめて～松本市波田赤松地区春例大祭～』



松本市波田赤松地区で毎年4月の終わりに、五穀豊穰・家内安全を祈りこの土地の神々に神輿の奉納が行われます。年々若い衆の減少で規模

も小さくなりましたが、この地区の皆の弥栄を祈り平和に暮らしていく思いは変わらず風土の歴史を残そうと頑張っています。(深澤和紀編集委員)

（本号編集委員…  
上兼健司、  
深澤和紀）



弱くなってきたのでは無いでしょうか。家族の中でもそうだと思います。核家族が進み親と子の繋がりが変わってきています。昔前は近所のおじちゃんに悪さをしたら怒られたもので、今は怒らない親が増えていっています。地域との繋がりを今一度見直し、人と人の繋がりをより一層大切にしていかなければいけないと思います。他人を思いやる心。大切にすよね! (深澤)

# DVDレンタルサービス

会員だけの  
特典!!

料金無料!!

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

# セミナー DVD インターネット レンタルサービス!

会社や自宅にいながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。インターネットで サンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。忙しくてセミナーや研修会に 参加できない方などに最適。

松本法人会ホームページより  
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp/>

美しい 桜衣装の 松本城

川柳コーナー

週末は 緑の服が 大流行

ブカブカの 服が今年は ピチピチに

新米

## あしがき

今の世の中は皆が携帯電話やタブレットを持ち、いつでもどこでも情報を引き出せる世の中です。ホテル業界でもロボット接客・サービスをする時代、何かと便利な世界になり今や車も家電製品その他諸々がコンピュータ制御されている世の中ですが、便利になるのはとても良いことだと思います。しかし、何か大事な物も失われているような気がします。昨今のニュースをみると今までの日本では考えられない凄惨な事件が起こり、世界に目を向けてもテロ等のニュースばかりです。何がなくなっているのだろうと考えてみますと、やはり人と人との繋がりが弱くなってきたのでは無いでしょうか。家族の中でもそうだと思います。核家族が進み親と子の繋がりが変わってきています。昔前は近所のおじちゃんに悪さをしたら怒られたもので、今は怒らない親が増えていっています。地域との繋がりを今一度見直し、人と人の繋がりをより一層大切にしていかなければいけないと思います。他人を思いやる心。大切にすよね! (深澤)

注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社